教育福祉常任委員会会議記録

1. 期日 平成30年6月4日(月)

開会 11 時 00 分 閉会 13 時 55 分

- 2. 場 所 第1委員会室
- 3. 付議事件
 - ①子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情 (平成30年陳情第1号)
 - ②二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第39号)
- 4. 出席者 前田委員長、一石副委員長、小笠原委員、露木委員、渡辺委員、根岸委員、 添田委員、二見議長

執行者側

- ①教育長·教育部長·教育総務課長·教育総務班長·指導班 長
- ②町長・副町長・健康福祉部長・子育て・健康課長・子育て 支援班長

傍聴議員 7名

一般傍聴者 0名

5. 経過

※当日の議事運営の都合上、審査は下記の順(②→①)で行われた。

②二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例(町長提出議案第39号)

<補足説明>

なし

く質疑>

渡辺

放課後児童支援員ということで、学童保育などの保育園だと捉えているが、その理解でよろしいか確認する。学童保育の担い手が足りないという状況を反映しているのか。二宮町での状況を聞かせていただきたい。国の基準が変わったということで、町にも反映しなければならないのか。条例案の中では、町長が適当と認めるという文言があるが、実際に町長が面接して決めるということではなく、行政としてきちんと人選をされることだと思うが、実際の手続きとしては、どのように評価や手続きで進められるのか。

子育て支援班長

小学校の終わった後の学童保育ということで捉えていただいて 結構である。現在の状況と支援員の状況というところでは、合計で 支援員が28名おり、内補助員が10名おり、皆さんの都合に合わせ て仕事をしていただいている。うまくやりくりしてやっていだいており、足りない日は無い。今回の条例改正で反映しなければならないのかという点については、こちらとしても、反映してやっていきたいと思っており、反映した上で条例改正をさせていただきたい。町長の適当と認めるものという基準については、省令案改正の際に国より各市町村等に意見募集をしており、その際にも同様の意見が出ている。適当なものと認めるための客観的な基準が必要ではないのかという意見に対して、国の方は追って示したいと言っている。県から、その点について各市町村はどう考えているかという調査が最近あり、取りまとめた結果が6月1日に戻ってきたが、やはり各市町村の回答は検討中ばかりであった。今後そういったものが示された段階、もしくは県に確認し、基準を作成した市町村があれば、参考に作成していきたいと考えている。

渡辺

支援員 28 名で補助員 10 名ということで、資格を持った方が 18 名、3 学童だと平均すれば 6 名ずつで回しているのかと理解する。やりくりして足らせているということであるが、国の方の法律を変えて、これを反映させるということだが、私は積極的な理由は無いのかと考える。ただ単に、反映してやっていきたいということではなく、これを町で定めることによってこうなるというところについて、もう少し詳しくお聞きしたい。国は、基準について追って示していきたい、検討中ということだが、考え方として、町として主体的に考えを持たなければならないのではないか。支援員の方の質が、町の学童保育の質に影響してくると思う。今、検討中ということであっても、将来どのように担保していけるのかお聞きする。

子育て支援班長

今回の条例改正をすることにより、第 10 号に該当する方が、1 名いらっしゃる。その方は今年度 9 月もしくは 12 月に研修を受ける予定になっている。そういった方がいらっしゃるので、今回の改正により、5 年以上勤めた方も対象になり、幅広く支援の数も増え支援員不足も解消できると思っている。支援員の質の確保については、必ず県の実施する研修を受けなければならないとなっており、その研修を受けていただき質の確保をしていく。

渡辺

確認しておきたいのだが、やりくりはしているけれども、新しい制度で支援員を認定するということになれば、もっと行うことができるのか。また、研修を受ける機会も増えるといったことを期待して良いのか。質の確保については、研修を受けるということは、確かに重要なことではあるが、担保する方法としては、基準や決め方について、今検討中の部分が決まってくれば、町としても基準を決めていくということをぜひお話しいただきたい。この条例を文字通りに取れば、適当に決められてしまうという恐れもあり、誰が見ても安心できるようにするということを担保する回答が無いと賛成するのが難しくなってしまう。

子育て・健康課長 今回、新しく支援員になれる資格をもらう方がいらっしゃる。現

在も補助員として働いている方が、主に支援員の資格を取って働いていただくようになると思うが、基準としては、1つの支援の単位に支援員は2人以上いなければならないという決まりがある。それだけ見れば人数は足りている。ただ、人数は学童によって全然違うため、多いところは支援員を多めに入れていたりする。夏休みになると長期間になってきて、足りなくなってくるので、広報で募集もしており、足りなくならないように調整はしていく。質の確保について、最終的には町でどういった人を採らなければならないのかという基準はもちろん設けなければならないと思っているが、項目事項としては検討中である。学童で実際に働いている方なので、リーダーの支援員に話を聞いたりして検討していきたいと思っている。

露木

質の確保について、学童のようなところは、例えば教員免許を持っている方と、5年以上というところでは、基礎の学びといった部分がまず異なる。そういった人が入り混じる中では、学び合いのようなものが必要だと思う。そういった時間をこれまで持てているのか、今後持てるのかが気になっている。学童内で何か問題があった場合に、どのように対処していくのか。学童内でどうするのか、保護者に対してどうするのか、そのあたりの仕組みというか手続きについてはしっかり確立しているのか確認したい。

子育て支援班長

質の確保について、学童に従事する方の研修は3日間受けることになっており、いずれもかなり内容の濃い研修である。現状で、それ以上のことをしているのかということだが、今のところは行っていない。今後、委託している寿考会側と、質の向上といったことで、事例を挙げながら、こうしていってほしいという話し合いをしながら、具体的にお示しできるように考えていきたい。問題の対処について、支援員が色々な問題が発生した際にその場で、こうして良いか、ああして良いかは確認できない。個人の考え方でやっていただいている中で、例えば他人に危害が加わりそうであったら、その人が考えたなりにやっていただく対応になっていくと思うが、その対応方法に関しては、報告を受けて問題点があれば指摘していく。保護者の考え方もあるかとは思うが、逐一報告を受けた中で確認をして、こういった対応が本当に良かったのか検証して、今後きちんとした指導書を作っていければと思う。

子育て・健康課長

補足で説明する。質の確保ということで、もちろん支援員は県の研修を受けており、この研修は科目が16科目あり、子どもの安全への対応や、子どもの発達の部分等色々学ぶ部分がある。教員免許を持っている方といない方で、基礎の学びは違うと思うが、そういった部分はその研修を受けていただければ良いと思う。基礎の学びも大事であるが、それよりもどうやってお子さんに対応していくか、保護者の対応もだが、経験を積んで得ていくものであると思うので、学童内で何かあれば、リーダーの主任の支援員に相談したり、就業前にミーティングしたり等でコミュニケーションを取りやっていただくことが質の確保につながると考える。

露木

何かあった場合の対処・フォローついて伺ったが、例えば1人の子に対して、どの指導員・補助員でも同じ共通認識を持って、この子にはこういったことはしてはいけないとか、こういうことを喜ぶとか、そういった1人ひとりのケアが大事である。今はミーティング等で行っているという認識でよいか。カルテのようなものがあって共有できるとか、今日はこの子について話し合いましょうというような時間はなかなか持てないと思うがどうか。

子育て・健康課長

お子さんがいる時間は、もちろんできないので、就業前や就業後にミーティングを行っていると思うが、子どもに対する引き継ぎ事項はある。毎日同じ先生がいるわけではないので、今日は、この子にはこういった対応をしたから、明日はこういった対応をしてといった引き継ぎは毎日ある。それを確認してミーティングを行ってから支援していただいている流れはある。

露木

先ほど、渡辺議員が言っていた適当と認める客観的な基準を作っていない状況で出されるのは、やはり疑問である。臨時議会を開いても良いと思うが、なぜ今なのか。基準を作ってから出すべきではないか。

健康福祉部長

この質の確保の決定の仕方については、担当とも話をしており、 先ほどの 5 年の対象の方も、支援員になっていただくのは 31 年 4 月と考えている。どういった人は、ならない方が良いのか。良い人 がそこに入れる状況をきちんと確認できるようなことや、学童の中 でトラブルがあった時、人と人がやることであり色々なケースがあ ると思うが、まず相手方の気持ちに立って考えた場合、安全第一で はあるが、その時のファーストコンタクトが大切になると思う。そ ういったファーストコンタクトの取り方もできる限り徹底して、指 導できる状態を作って、きちんと制度化して、決めていきたいと考 えている。

小笠原

委託業者も高齢福祉をずっとやっていらして、高齢者のデイサービス等に関しての仕組みは、介護保険でも確立しており、出さなくてはならない資料や、契約や個人情報の取り扱い等である。その業者に任せたのだからある程度やれる基礎はあると思う。しかし、私たち議員もだが、職員が実際にどう運営されているかの把握しきれてないように感じた。実際は分からないが、今の答え方ではそう感じた。先ほどのやり取りの中で、とても残念だと思ったのが、それぞれの地域に一定のルールを任されているにも関わらず、県の方で決まったものを真似したいと言っている。そうではなくて、どのような学童が良いのかは、ずっと続けてきた中で分かっている訳で、理想があるが現実はやれない部分は予算問題もあり、分かるのだが、職員が自分たちで考えてほしいと思う。2,3年で次に異動だからではなく、二宮の子どもたちをどうたくましく育てていくのかが重要である。なぜ、自分たちで考えていこうとしないのか。それから、

研修が3日間ということで内容も深いものだということだが、テストがあったりするのか、ただ聞くだけなのか。費用は個人負担か。

子育て支援班長

研修の内容についてだが、16 科目あり 1 科目 90 分の講義である。まずは、放課後児童健全育成事業の目的や制度の内容をよく知っていただくこと。それから 2 科目目も同様な内容で、一般原則と権利擁護、3 科目目に子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ、4 科目目に子どもの発達の理解や障がいのある子どもの理解といった内容で、それが 4 科目ある。そして放課後児童クラブに通う子どもの育成支援といった研修で、もっと実態を見ていくという順番になっている。放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携協力という内容も含まれており、それから安全対策や緊急時の対応、最後に運営管理と運営主体の法令順守といった内容の順番である。研修の金額は教材費として 2,500 円で自己負担の徴収としている。

子育て・健康課長

今回、10 号で 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものという部分の質問であると思うが、国から今後示されるという話ではあるが、もちろんそれをそのまま使うわけではなく、参考にしながら、主任支援員や寿考会も交えて基準を決めていけばよいと考える。自己負担で教材費は出していただいているが、交通費は委託料に含まれている。

小笠原

研修内容についてと費用についてはよく分かった。町長が適当と認めたものの適当という基準が先ほどから議論になっている中で、これから決めていくということを全面的に信頼してこの条例を通さなければならない我々は判断が難しい。町長はどのように考えているのか。

健康福祉部長

今回の条例改正については、教員の資格を持っている者ということ、町長が認めるものとあるが、31 年 4 月に 5 年以上の方の審査を行うので、今後きちんと決めた上で、報告させていただきたい。ここで 5 年以上という条件を満たす方はいるが、31 年 4 月から適当と認めたものとして準備を進めている。確かに 5 年以上というだけであれば、その 5 年間をきちんと見なければならない。どのような支援員かということをきちんと把握しなければならない。条例改正はするが、きちんと町長が認めるということについては、これからその人を把握する方法を考え対応する。利用者に不利益がないように基準を定めて報告させていただきたい。

町長

法律が変わり、条例改正の説明をしているが、確かに町長が認めるものというところで内規が明確に、例えば過去5年間の何か記録したものを点検するとか、面接をするとか色々なハードルがあって、免許を持っていない方の基準であると思っているが、どういった基準で判断するのか細かく内規はできていない現状である。現時点では、1名免許を持っていない方がいらっしゃり、今までやってきた実績に基づいて、今回はこの時点で改正させていただく。今後も資

格を持っていない方が次々、補助員から研修を受けて支援員になる場合に、内規を持っていなければ、判断できないので、そこを今作っている状況である。今、細かく示されていないが、近隣等で内規もあるかと思うので、研究している段階であり、最終的なものは現在お示しできていないという状況である。

小笠原

条例は通して、その後に要綱や規則で漏れのないようにしていき たいということだが、それが今回出されたものでどこで分かるのか。

休憩 11 時 38 分 再開 11 時 41 分

子育て支援班長

先ほど1名いらっしゃるという話をしたが、まず研修を受けるに当たり、市町村からの証明書が必要である。今年度9月か12月に研修を受けるため、その時に町長からの証明が必要である。研修を受けた後であれば、そこから認めることもできるが、町としてはもう少しよく見てから決めた方がよいと、来年度からということで話をしていたところである。実務経験証明書と市町村が発行する認定の証明書が必要で、それを発行するためにここで条例を改正させていただきたい。

町長

同じことになるかもしれないが、今回、免許を持っていない部分で、1名の方が5年勤められていて、語弊があるかもしれないが救済で、その方に支援員としての資格を持っていただくためにこの条例改正をさせていただく。また、一方ではこの先も採用していくにあたり、免許を持っていない方がいたり、応募してきたり、補助員として働きながらいずれは資格ということが考えられる。児童・生徒と向き合って仕事をする場であり、世の中では色々な事件があったりする世の中で、そこは本当に慎重に、また適正な方を採用していかなければならない。内規は必要であると思っているが、差し当たり、今いらっしゃる方にも資格を取っていただいて、正式な指導員となっていただきたい部分もあっての、間に合ってない状況ではあるが、改正を提出させていただいたという現状である。

根岸

9号にも、町長が適当と認めたものという文言が入っており、そういった信頼の基に今回あってもいいのではないかと思っている。これは実績としてはこういった方がいたのか。町に勤められていた方であれば、ご本人のことがよく分かると思うが、町外から突然いらした方も対象になると思う。虚偽の申告が成立してしまう恐れはないのか。この5年以上の部分の改正については、参酌していただければという国の考えがあるのではないか。必ずしもこの条項を加えなくてもよいのではないか。自治体の裁量ではないのか。

子育て支援班長

9号の関係で、該当するような方がいるかという質問かと思うが、 ほとんどが3号、4号の方で、今把握している範囲では9号の方は いないかと思う。5年以上の証明に関しての虚偽申告については、 実務証明書というものを発行してもらう必要があり、これをもって 証明となる。10 号を載せなくてもよいかについては、基本的に全 市町村、国の基準に参酌して行っているため、おそらくほとんどの 市町村が載せていると思う。

根岸

参酌という意味合いがどこまで融通が利くのか、もう少し詳しく お聞きしたい。

子育て支援班長

国がこの基準でと示しており、その基準にするということである。

子育て・健康課長

今、実際に 10 号を作ることで対象となる方がいるため、町としては載せたいと考えている。

根岸

資格あるなしが有効かといったら、そうでない部分もあるかと思う。要望になるが、町外から来られる方は、その人物の見極めや見立てが難しいと思うので、現場の支援員も交えて合同面接をする等、子どもたちのために働いていただける方を十分に採用していてだきたい。

一石

教職員の資格を有する者だけが支援員でないのは、放課後児童健全育成事業が学校ではなく、家庭の代替をするということを考えると、当然であり、家庭とは何かというと「場」である。去年、保護者会の方から色々な課題をお聞きして、「場」について非常に課題があったと聞いている。そのような「場」を作るための理念、二宮町の学童保育はどうあるべきかという理念をしっかりと決めるべきである。以前から言っているが、保護者会の方々、支援員の方々、それから子ども家庭福祉について専門性のある方と、理念について決めるという方向性を持っているか伺う。課題があった時に、検証するとおっしゃっていたが、これにも非常に専門性が必要である。それからボスである一番上にいる人の見識が非常に問われる。専門性をいかにして担保していくかについて伺いたい。

健康福祉部長

一般的な放課後児童健全育成事業として、利用者が明るく衛生的で云々といった一般的なことしか書いていない。しかし、安心して預けられる場所にしなければならないので、そういった言葉を今、この文章には表れていないが、委託業者や町、保護者も含めて、そういった方向性のことについての話し合いはしていかなければならない。もし、必要であれば、何かの形でそれを示すことも必要かと思う。専門性について、またリーダーの資質等についても、きちんと把握しながら進めていかなければならない。経験も大切なことで、今回担い手を作るというためにこういったことを担い手として認めている。町はきちんと安心して預けてもらえるような人を雇うということを考えていきたいと思う。また、そういったことに対しては町にいる専門職の面接等も考えながら、質を高めていくことを考えていきたい。

一石

ルールができていない中で、最新の子ども家庭福祉の研究等の知識がある方の知恵を求めるということもぜひしていただきたい。それから、理念についても、二宮の放課後児童健全事業はこういう風に育てたいといった理念も示していただきたいと思う。

休憩 11 時 56 分

(傍聴議員の質疑:野地議員)

再開 12 時 07 分

<討論>

露木

反対の立場で討論する。該当する方がいるという想定で進めている実情は分かるが、本来ではないのかと思う。そういった人を想定し、今やってしまうと、この場で出たような問題が生じる。今の改正案では5年以上というところでしか、町長が適当と認めたものの条件がない。年数だけでは判断できないから客観的な基準が必要だが、作っている途中で、それまでの5年間をしっかり見ていくとしても、その人のどういったところを見て評価するのか。毎年評価する基準があるのか、先ほど町外の話も出たが、町外から来た人について5年働いていればよいのか、5年間の間に何があったのかをどこまで見られるのか。客観的な基準が必要であり、急ぎやりたいのは分かるが、今月いっぱい頑張って、来月や再来月議案としてあげるべきである。1つずつ丁寧に考えていただきたいので今回は反対する。

渡辺

賛成の立場で討論する。経験が非常に重要で、子どもたちの対応や保護者への対応というのが大きなウェイトを占めているのではないかと思う。今回、町長が適当と認めるものという部分に関して、基準や手続きがはっきりでき上がっていないということだが、先ほどの質疑の中では、町の方も当然これに向けて作業を進めるということだった。私はこれまできちんとやってきているということもあり、その人ありきで基準が作られるわけではなく、町としての考え方をまとめた上で作業が進むという質疑であったと理解しているので賛成する。

<採決>

委員長

それでは議案第39号を採決する。議案第39号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5 対 1

賛成:一石・小笠原・根岸・渡辺・添田 各委員

反対:露木委員

挙手多数である。よって議案第 39 号は可決と決定した。以上で 議案第 39 号の審査を終了する。

休憩 12 時 10 分 再開 13 時 10 分

①子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義 務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情 (平成30年陳情第1号)

委員長

本陳情について、議会基本条例第 15 条の規定により、陳情者の 意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本日は大津様と安藤様にご出席をいただい ている。10分程度にまとめて趣旨説明をお願いする。

<趣旨説明>(中地区教職員組合 大津氏)

大津氏

中地区教職員組合で書記長を務めている。資料を中心に説明させ ていただく。陳情事項は3点で、1点目は教職員定数改善の推進、 2点目は教育予算の増額、3点目は義務教育費国庫負担制度の堅持 拡充である。この3点について、二宮町議会から、内閣総理大臣、 文科省大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出していただき たいということで陳情した。

資料1ページ目、現在学校に求められているニーズは多様化して いる。これまでの学校現場を取り巻く課題が複雑化し、学校の仕事 量もそれに伴って拡大してきた。特に今年度は、新学習指導要領へ の移行期間が始まり、小学校では外国語活動や外国語科の導入に伴 う授業時数の調整、教材作成などの対応に、たいへん苦慮している 状況である。また、中学校では、部活動指導への教職員の負担が、 社会問題化している。今後そうした中に、プログラミング教育など も導入される予定で、学校現場はますます多忙化していくことが明 らかである。資料2ページ目、陳情書には過労死ラインを超す職員 が6割と記載されているが、昨年度2月に神奈川県教育委員会が行 った教職員勤務実態調査のグラフである。小学校で 35.7%、中学 校では全国よりも高い 72.7%という恐ろしい結果が出ている。こ うした背景には、日本の教育の条件整備の遅れがある。3ページ目 はそのひとつの例として、OECD の調査結果を載せた。長年にわた り、日本は OECD 諸国に比べ、学級規模は大きく、教員一人当たり に対する児童がたいへん多くなっている。長らく定数法も改善され ていない。子どもの数に対する教職員の人数が増えていない中で、 ニーズは拡大多様化しており、きめ細やかな教育を行うためには、 教職員が長い時間をかけて仕事をしている現状がある。

一方、国は現在、そうした現状を鑑み、学校における働き方改革 を進めている。今年2月には文科省より事務次官通知が出された。 資料 5 ページ目で、今年度の予算では、こうした改革は、いまだ地 方自治体に委ねている部分が大きく、条件整備がなかなか進んでい ない。例えばそこに載っている、英語教育の早期化、教科化に伴う 専科指導教員の充実には、1,000人と記載されている。全国には小 学校だけで20,000校あり、十分とは決して言えない状況である。 国の教育予算が十分でないため、自治体や保護者の経済状況によっ て、子どもたちに教育格差が生まれているというのが、現在の教育 を取り巻く現状である。2006 年度末に行われた義務教育費国庫負 担金の負担割合の引き上げにより、各自治体は足りない部分を独自

の財源で補い、一定のニーズに対応している状況である。しかし、 財政状況により、人的措置に大きな差が出ている。また人材だけで なく、資料6ページ、7ページにある通り、こちらはひとつの例と して、教育用コンピュータの整備状況のグラフである。出典は文科 省の調査からとなる。こちらを見ても都道府県別、そして神奈川県 内市町村別の教育格差が見て取れる。憲法や教育基本法で求められ ている、教育の機会均等とは、そもそも子どもたちがどこに住んで いても一定の水準の教育を受けられるようにすることのはずだが、 現実はそのようになっていない。また、国の教育予算が十分ではな いため、日本での教育予算に対する支出は、保護者が支払う割合が 多くなっている。4ページ目に戻ると、教育支出に占める公財政負 担割合だが、高等教育で特に低くなっている。その分、家計の割合 が多くなっている。8ページ目、親の収入によって高校卒業後の進 路がはっきりと分かれ、それが次世代の貧困への連鎖とつながって いるという調査結果である。こうした教育格差を解決し、子どもた ちの豊かな学びと育ちを実現するためには、教育へのニーズに対応 する学校を担う教職員を増やし、教育費用に対する保護者の負担を 減らす必要があると考える。そのために定数の改善、義務教育費国 庫負担制度の拡充、そして国の教育予算の増額が不可欠だと思う。 二宮住民の代表である二宮町議会の皆様におかれましては、こうし た子ども、家庭、学校を取り巻く厳しい状況をご理解いただき、今 年度政府予算編成において、これら3点が実現されるよう、国の関 係機関への意見書の提出をお願いしたい。

<陳情者に対する質疑>

渡辺

資料の方でも色々な課題について説明があった。質問の1点目は、通級指導について、平成6年から約20年で5倍の生徒が指導を受けている。数字にはびっくりするが、その背景は。2点目は、学用品の問題については、貧困の拡大とかあるのかなと思うが、学校の原因に帰するものではないことが背景にあるのではないかなと思うが、対応は学校でやっているけれども、このような状況を超している部分で、学校側で責を負うというか、学校に起因するものがあるのか。3点目は、6ページ目のグラフで、コンピュータの普及の問題を例として出されていたが、神奈川県が非常に遅れているという指摘だったと思うが、なぜ神奈川県がこのような状況に置かれているか、そのへんの状況を。4点目は、多様化するニーズについて、言葉としてはすっと流れてしまう感じだが、本当のところのニーズというのは何なのか。ICT教育を進めろという論議もあるが、子どもなり保護者なり、そういう要望なのかなと。教員の願いなのか。と。そのへん、先生方のお立場からどのように考えているのか。

大津氏

通級指導の背景については、我々が子どもだった時よりも、より きめ細やかな教育をというところと、例えば今までは、支援教育と 言われていた部分が、インクルーシヴ教育というところで、お子さ んたちと教育を一緒にやっていきたいという考えを持つ人も増え ている。ただ、この背景として、特に中学校において、通級指導す る場所が、この中地区にはほとんど無いのが現状である。

学校側の原因として考えられるものは何かということで、私が小学校の教員をしていて思うのは、理科の実験をする時にも、例えば電磁石を使ったり、乾電池も含めてひとり1個、ご家庭の集金で買わせていただいている状況である。学校によっては、学校の経費として買っているところもあるが、現実的には予算の状況で厳しいところがあり、そういったものをご家庭の負担に回してしまっているという現状がある。

パソコンの神奈川の背景だが、ひとつに絞ることは難しいと思うが、元々政府の方が、ひとり1台パソコンをということで、各自治体に予算を回した時期があったが、それは特にこれに使いなさいというものではなかったため、各自治体では、その時その自治体で必要としていた教育施策にその多くが使われたと聞いている。また、最近ではタブレットが増えてきたが、ここはパソコンしか載っていないが、そのほか電子黒板なども文科省から言われており、そうした国から出てきたものに対して後追いをしている印象がある。

最後に多様化するニーズというところで、ニーズといっても保護者のニーズ、国のニーズ、地域のニーズ、それに何より子どものニーズということがあり、子どものニーズと地域や国のニーズが必ずしもあっているとは限らない。特に今回入ってきた英語は、国から出てきたことで、保護者も動揺して英語塾への入塾が盛んであるということも聞いている。こうした多様化するニーズに対して、我々学校で対応できるのは何かと考えた時には、豊かな教育を十分にしていきたいと考えると、どうしても学校で働く時間が長引いてしまい、持ち帰る仕事も増えてきているという現状がある。教員としては、このニーズのどれにも応えていきたい。何よりも子どものニーズに一番応えていきたい。子どもが楽しく学びたいというニーズは、昔から変わっていないと考えている。

渡辺

学校を取り巻く状況がどんどん変わっていって、先生はその対応に追われているのかなという印象を持っている。コンピュータの問題で言うと、神奈川県の方は本来取り組める時期に、他の施策に予算が回っていて、これだけ見ると遅れた形に見えるという理解でよろしいか。ニーズの方は国、地域、子ども、環境が変わる中で必ずしも合わない実情がある中で、先生としては、子どものニーズというのを最大限生かしていきたいという捉え方でよろしいか。

大津氏

その理解でよろしいかと思う。

添田

陳情事項3点あるが、最初の2点は改善と増額を求めている。この陳情から意見書を書くのは難しい表現だと。これだと毎年同じ増額改善を言い続けることになる。この資料を見ると、具体的な時間軸でものを見ているのは1ページだけで、他のページはその時ごとの適当な年度の資料であって、要するに時間軸における傾向や変化が見えない。絶対値で見るわけでもないし、色々な相対値で見て、その数値の妥当性が見えにくい。そのような状況の中で、改善とか

増額という言葉でこれを陳情されても、意見書として書きにくい。 そういうところから、この陳情事項というのは、正しい表現なのか、 それとももっと具体性をもってやるべきなのではないか。19 年度 に消費税を10%に上げて、上げた2%分を子育て、高齢者、教育費 の増額ということ。現在、こういう陳情を出されているのであれば、 文科省に19年度の、消費税率を上げるという前提の元で、具体的 な改善点とか、具体的な増額、要するに具体性を持った要求をして いるのか。

大津氏

議員に指摘されたデータ、その時ごとになるということについては、申し訳ないが、我々としては主張に基づくデータを用意したつもりだが、そう受け取られなかった点についてはお詫びする。2019年度の消費税の税率引き上げについては、こちらも承知している。我々の組合も、県段階のものと、全国段階のものがあるので、それぞれの政治の場で、陳情をかけさせていただいた。具体的にどれに基づいて予算を改善していくかについては、教職員定数改善のところで、基礎定数化ということで、今現在、スクールカウンセラーであるとか、SSWと呼ばれるソーシャルワーカーなどは、定数化されていない。つまり、各自治体で付けていただいているのが現状。ただ、今は心の問題を抱えている子どもや教職員が多い中、十分とは言えない。我々を助けて下さっている立場の方たちも、しっかりとこの定数化の中に入れ込んでいただいて、それが実現可能な予算を求めていくという考えに基づいて書かせていただいた。

2点目は保護者負担軽減について、最近では新採用の先生が困っていることがあって、それは学費の支援金を就職してからも、毎月払い続けているという事情がある。神奈川県は上がって、年収590万円未満については、実質私立の高校が無料になる制度があるが、隣の東京都を見ると、もっと額が上の年収700万円代に乗っている。そういった地域差についても、たいへん厳しいものがある。高校で見ると、神奈川県の子が東京都の私立に行くと、こういった助成金が得られないということがある。そういった現状をふまえて、教育予算増額ということを上げさせていただいた。

添田

私はもう少し単純に考えていて、改善とか増額という言葉ではなくて、例えば5ページの働き方改革のための環境整備の問題をここで挙げているが、極めて妥当性のある基準があって、基準を達成するための段階的な計画で、このような職員定数の改善とか、保護者負担軽減のための予算増額とか、妥当性のある基準というものがたぶんあると思う。そういうものを示して、このような要望をすれば実現性はあるが、これでは少し増額した、少し改善したと、毎年同じことを言い続けるようになる。そうしたことから、この意見書を出すのは空しいなと感じている。妥当性のある基準とか最適化ということをベースに、物事を書いてもらわないと、なかなか具体的に要望できない。その点についてどう思うか。

大津氏

確かに示せれば良いが、2点あって、まず1点目が、文科省が主

張する数と、財務相が主張する妥当性の数には大きな隔たりがある。数年前に財務省が言ったのは、これから子どもが減ってくると。すると教職員ももっと切れるはずだという話であった。文科省はまったく逆で、少人数指導の有効性がこれだけ認められている中で、もっと増やしてほしいと。私たちとしては文科省の言っている妥当性の数の方により近いものがあるが、我々が訴えているのは、例えばクラス単位で言えば30人以下学級の実現を目指している。

添田

妥当性はこの際、財務省ではなくて、現場に近い文科省の数字に 妥当性があると思うが、例えば30人以下の学級と言っても、教育 研究の物があると思うが、何人が最適なのかどうか。そういうとこ ろを見せてもらわないと、どの程度といった、我々が判断できる数 値の出し方、陳情の出し方をお願いする。

根岸

財務省という話があったが、定数改善、先生をもっとほしいという話があって、こちらも勉強不足だが、国は何と言っているのかと。 なぜ思うように増えていかないのかと。

大津氏

国の定数改善の言い分は、今現在の水準を保っていけば、子どもが減っていくのであれば、少人数が実現できるであろうという言い方になっている。ただ、現場レベルからすると、その差が埋まらないくらい、色々なニーズが来て、学校現場が困窮しているという状況である。

根岸

質問を繰り返すが、1ページ目にも書いてあるような、学校や職員の仕事が拡大して、多様化していると。それはどこの現場でも実感はしていて、そこの課題と現状の認識のやりとりというか、国は少子化一辺倒で来るのか。

大津氏

残念なことに、財布を握っている財務省としては、数重視で見ているというのは、各種文書を見ても明らかである。以前、それを見て怒らなかった教職員はいないという文書が出されたこともある。それには文科省も抗議するくらいだった。やはり我々現場レベルからすると、妥当とは言えない数を出されているという現状である。

委員長

文面には 2018 年度から学習指導要領の改訂に伴う移行期間が始まりましたという言葉があったが、この学習指導要領は、法的根拠があるのか。また、この学習指導要領をどのように取り扱っていただいているのか。

大津氏

申し訳ないが、不勉強で法律名は分からないが、我々教職員は、 学習指導要領に基づいた指導を行うということは、法で定められて いると認識している。今現在、移行期間であるが、各学校現場では、 指導要領解説というものがあるが、そちらを購入し、新たに主体的 で対話的な深い学びというキーワードがあるが、それを目指し、授 業改善を日々行っているという状況である。 委員長

学習指導要領は、どのような児童生徒のことを考え、作成されていると思うか。

大津氏

もちろん、学校の子どもたちを念頭に作られていると思うが、 我々現場からすると、あくまでも上からの教育改革に感じる。例えば外国語に限っては、まだ国語の学習もままならない子どももいる 3年生から入ってくる。元々はコミュニケーション能力の育成、今 回もそう謳われているが、5,6年生の内容を見ると、文字を書いたり、読んだりということも入ってきている。したがって、英語を好きになって中学校にという考えでやってきたが、果たしてそれがこれからもできるかどうかというところで心配し、教職員は色々な工夫をして教材を用意し、国からも教材は来ているが、目の前の子どもたちに合う教材は、現場の教職員が判断すべきだと考える。そういったところで苦慮している状況である。

委員長

学習指導要領を文科省が作成しているひとつとして、日本全国どこでも、子どもたちが機会均等に、平等な授業を受けることができるようにと、この指導要領の作成の元にもあると思うが、そのへんはいかがか。

大津氏

元々指導要領というのは、特に前回はそこを最低ラインとして考えていくと。それ以上の指導については止められていない状況である。今回の指導要領に限っては、特に算数、300 頁くらいの解説書だが、指導例というのが各単元載っているので、よりそういった画一的な指導につながるのではないかという心配も、危惧されている状況である。

く執行者側への参考質疑>

渡辺

町の方で支援教育とか、独自で支出していると思うが、予算から見ると、支援教育推進事業、あと教育相談、教育支援事業、教育研究所の経費、こういったところのスクールソーシャルワーカーとか、コンサルタントに与えられているという理解でよろしいか。実態をお聞かせ願いたい。県の調査がグラフで出ていた。資料の2ページ目だが、二宮の教職員の皆さんも状況を見たときには、このデータと比べてどのような状況か。

教育総務課長

予算についてはおっしゃる通り、支援教育の推進事業であったり、教育相談であったり、こうしたものが二宮町独自の支出になるかと思う。資料の2ページ目にあった、教職員の勤務については、二宮でも小学校1校、中学校1校がこちらの調査に当たっている。その内容からいくと、ただ1校だけの調査なので、それが全部の小中学校に当てはまるかは別である。調査の対象となった学校では、小学校は1週間あたりの60時間以上の勤務は53.3%、中学校では83.3%。1校だけなので、これが全体とは言い切れないが、やはり勤務時間が長いという実態であると考えている。

渡辺

予算の関係で、人数で見たとき、全体の教職員数の中で、こういう支援をされている人はどれくらい、つまり実際、町がお金を出している人がどれくらいいるのか。あと、60 時間以上の割合は重いなと思うが、ここについて、学校で取り組んでいることがあれば。

教育総務課長

町独自の支援に関わる人数というところで、主だったところでは、 支援教育補助員は全体の予算として24名。心理教育相談員が2名、 スクールソーシャルワーカーが 2 名、学校現場で支援に当たってい る人数となる。学校での取組みについては、6月1日から試行とい うことで、学校職員の働き方改革に取り組んでいる。一つ目の取組 みは、教職員の勤務時間が朝の8時30分から17時まで、町役場よ りも休憩時間が短いので17時であるが、17時をもって、対外的な 電話等の問合せは終了し、今は留守番電話での対応となっている。 急ぎでなければそちらに吹き込んでいただいて、次の、学校が開い ている日に対応させていただくということになった。授業の準備な ど、部活が終わってから、という先生も多いので、そういったとこ ろで子どもたちと向き合う時間を確保するためにということで、集 中して取り組める時間を確保したいと考えている。あと、8月13 日から 15 日まで学校閉庁日とすること、部活動については原則と して土日のいずれかは休業とする。部活動で大会の直前など、やむ を得ない場合もあるが、年間の平均として、それくらいの休業日で いいかなというところである。

渡辺

28 名を、学校支援教員として採用されていると。県費で賄われている先生の割合は、全体で何人くらいか。

指導班長

教職員の数は小学校が全体で 67 人、中学校が 49 人。校長と教諭の人数である。

休憩 13 時 50 分

(傍聴議員の質疑:野地議員)

再開 13 時 55 分

く意見交換>

なし

<討論>

なし

く採決>

委員長

それでは陳情第1号を採決する。陳情第1号を採択とすることに 賛成の委員の挙手を求める。

(举手全員)

挙手全員と認める。よって陳情第1号は採択と決定した。 次にこの意見書案の作成についていかがするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任との声があったので、意見書案の作成については、

正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第 1 号の審査を終了する。これをもって委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 13 時 55 分